

31. 法人税制度の概要

法人税	法人税 (1) 「各事業年度の所得」については (イ) 普通法人 資本金 1 億円以下のもの (年 800 万円以下の所得) 63 年度 平元 平 2 年度～ 留 保 分 30% 29% } 配 当 分 24% 26% } 28% 資本金 1 億円超のもの 63 年度 平元 平 2 年度～ 留 保 分 42% 40% } 配 当 分 32% 35% } 37.5% (ロ) 公益法人等及び協同組合等 63 年度 平元 平 2 年度～ 留 保 分 27% 27% } 配 当 分 22% 25% } 27% (配当軽減税率は、協同組合等のみ)
	(2) 「清算所得」については 63 年度 平元 平 2 年度～ (イ) 普通法人 37% 35.2% 33% (ロ) 協同組合等 24.8% 24.8% 24.8%
	同族会社課税 各事業年度の留保所得から所得等の金額の 35%相当額又は年 1,500 万円のいずれか多い金額（その金額が資本金の 25%に相当する金額からその事業年度末の利益積立金額を控除した残額に満たないときは、その残額）を控除した金額に対し、次の割合 年 3,000 万円以下 10% 年 3,000 万円超 15% 年 1 億円超 20%
	(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（措法 42 の 4） ① 増加試験研究費の税額控除制度…適用年度（昭和 42.6.1～平成 5.3.31 の間に開始する事業年度）の試験研究費の額が基準年度（昭和 42.1.1 を含む事業年度の直前事業年度）から適用年度の直前事業年度までの各事業年度の試験研究費の額のうち最も大きい額を超える場合に、その超える額の 20%相当額（当期の法人税額の 10%相当額を限度とする。）の税額控除が認められる。 ② 基盤技術研究開発促進税制…昭和 60.4.1～平成 5.3.31 の間に基盤技術開発研究用資産を新規取得した場合には、①の税額控除額に加えて、その取得価額の 7%相当額（当期の法人税額の 15%相当額を限度とする。）の税額控除が認められる。 ③ 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の昭和 60.4.1～平成 5.3.31 の間に開始する各事業年度の試験研究費については、①の税額控除との選択適用で、その 6%相当額（さらに、基盤技術開発研究用資産の取得価額の 7%相当額を加算した金額）（当期の法人税額の 15%相当額を限度とする。）の税額控除が認められる。 (注) ①及び③の試験研究費の額には、法人が昭和 63.4.1～平成 5.3.31 の間に取得した特定試験研究会社の株式の取得価額の 20%相当額が加算される。
	(2) エネルギー環境変化対応投資促進税制（措法 42 の 5） エネルギーの環境の変化に対応するため、エネルギー環境変化対応設備等を指定期間（平成 2.4.1～平成 4.3.31）内に新規取得した場合に、初年度 30%（海外生産油田に係る鉱業権については 15%）の特別償却とその取得価額の 7%（海外生産油田に係る鉱業権については 3.5%）相当額（当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。）の税額控除とのいずれかの選択が認められる。なお、控除限度超過額については、1 年間の繰越しが認められる。
	(3) 中小企業新技術体化投資促進税制（措法 42 の 6） 中小企業者等が電子機器利用設備（いわゆるメカトロニクス機器）を指定期間（昭和 59.4.1～平成 4.3.31）内に新規取得した場合に、初年度 30%の特別償却とその取得価額の 7%相当額（当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。）の税額控除とのいずれかの選択が認められる。なお、リース資産についても、これを使用する中小企業者等に対して、リース料の一定割合について 7%の税

租 税 の 特 別 減 免 〔続〕	額控除が認められる。 控除限度超過額については、1年間の繰越しが認められる。 (4) 中小企業等基盤強化税制（措法42の7） 特定の中小企業者等並びに卸売業、小売業、飲食店業及びサービス業を営む者がその事業の基盤強化に資する特定の設備を指定期間（昭和62.4.1～平成3.3.31）内に新規取得した場合に、初年度30%の特別償却とその取得価額の7%相当額（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）の税額控除とのいずれかの選択が認められる。なお、リース資産についても、これを使用する中小企業者等に対して、リース料の一定割合について7%の税額控除が認められる。 控除限度超過額については、1年間の繰越しが認められる。 (5) 製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除（措法42の8） 製造業者（電気の供給事業者等を含む。）が、指定期間（平成2.4.1～平成5.3.31）内の日を含む各事業年度に輸入促進対象製品の輸入を行った場合（製品輸入額が基準年度に比し10%以上増加している事業年度に限る。）には、次のいずれかの措置の選択適用が認められる。 ① 製品輸入増加額の5%相当額の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等については15%）相当額を限度とする。） ② 期末において所有する機械装置のうち当期及び前2年間において取得したものについて10%（平成2年4月1日以後に取得した輸入促進対象製品については20%）の割増償却（製品輸入増加額の50%相当額を限度とする。） （注）卸・小売業者については、製品輸入増加額の20%相当額の輸入製品国内市場開拓準備金の積立が認められる。 (6) 技術等海外取引に係る所得の特別控除（措法58） 指定期間（昭和39.4.1～平成4.3.31）内の日を含む各事業年度の指定期間内において、技術等海外取引による収入金額がある場合には、対外支払手段を対価とする ①工業所有権（商標権を除く。）等の譲渡等による収入金額の12%、②コンサルティング業務の収入金額の16%に相当する金額（当期の所得金額の40%相当額を限度とする。）を損金に算入することが認められる。 (7) 東京湾横断道路の建設事業を行う会社等に対し出資をした場合の課税の特例（措法66の15） 指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内において、東京湾横断道路建設事業を行う会社又は関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社の株式を払込みにより取得し、かつ、事業年度終了の日まで引き続き有している場合には、当該特定株式の取得価額の10%に相当する金額（所得の額を限度）を損金に算入することが認められる。ただし、株式を譲渡したり、配当の支払を受けた場合には、特別控除額の取戻し課税が行われる。 （注）指定期間：東京湾（昭和61.4.1～平成3.3.31） 関西学研（昭和62.6.9～平成4.3.31）
欠損の繰越し	(1) ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金については5年間（特定事業者の設備処理により生じた除却損に係る欠損金については10年間）の繰越控除が認められる。 ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金については5年間の繰越控除が認められる。 (2) 青色申告法人の欠損金については1年間の欠損金の繰戻還付が認められる。
納 期	(1) 期限内申告の場合 事業年度が6か月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内） 事業年度が6か月を超える法人は最初の6か月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内）、決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内） なお、会計監査人の監査等の理由により申告期限の延長が認められた税額については、年7.3%から年12.775%の間で日本銀行の基準割引歩合に応じて定められる割合による利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 （注）災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。

法人課税 その他の (参考)	事業税	年所得 350 万円以下	6%
		〃 350 万円超 700 万円以下	9%
		〃 700 万円超	12%
	道府県民税	法人税額の	5.0%
	市町村民税	〃	12.3%